



川崎大師ロータリークラブ 週報

例会日：毎週水曜日 PM12:30～
 例会場：大本山川崎大師平間寺信徒会館
 事務局：〒210-0812 神奈川県川崎市川崎区東門前1-15-10 カーサ石井1F
 Tel.044-277-7569 Fax.044-288-8550
 URL <http://www.kawasakidaishi-rc.com/> E-mail:daisi-rc@eagle.ocn.ne.jp

会長 細谷 重徳
 副会長 伊藤 善通
 幹事 横山 俊夫
 SAA 山村 友弘
 岩井 茂次

第1814回（本年度 第42回）例会 平成22年5月26日 一晴一

- 司会 岩井 茂次 SAA
- 点鐘 細谷 重徳会長
- 斉唱 奉仕の理想

卓話者のご紹介 細谷 重徳会長
 司法書士 小山 明子(こやま あきこ)様

ゲストのご紹介 細谷 重徳会長
 米山奨学生 喬 禹翔(きょう うしょう)様
 中国 吉林省より来日

奨学金支給 細谷 重徳会長



次年度米山委員長 増田 昌美会員
 米山奨学生カウンセラー（1年間）
 米山奨学生とは 奨学金を支給しクラブ・会員との交流に心を配り、ロータリーの理想とする国際理解と親善に寄与するように活動するということです。皆様の米山基金（浄財）が優秀な米山奨学生をお招きできるということに使われております。今年度は中国吉林省の横浜国立大学大学院に通われている喬 禹翔君です。

ご挨拶 喬 禹翔君
 はじめまして、中国から参りました留学生喬 禹翔と申します。今は横浜国立大学博士前期修士課程2年生です。今主に研究しているテーマはWTOについてです。WTOというのは世界貿易機関です。卒業後の予定は、母国に帰り司法試験を受け弁護士になりたいです。これからの日中間の企業の交流に自分の力を入れたいと思っております。一生懸命頑張りますのでよろしくお願いします。

来訪ロータリアンのご紹介 神田 正彦親睦委員長
 川崎RC 小口 和久様

会長報告 細谷 重徳会長
 ・お花見例会決算報告 — 理事会で承認
 ・次年度より会費値上げの件 — 現行27万を30万に値上げ（渡辺エレクトが私選理事会でいろいろ一年間練ってきた結果、細谷年度理事会で最終決定をしました）

次年度会長 渡辺 富士夫
 次年度の事業計画等を理事会で検討した結果、クラブの奉仕事業をしていくうえにおいては予算が厳しい為、次年度の理事会の中で3万円の値上げをするということで確認しました。

細谷年度に内容的に具申し、細谷年度からも御了解を頂きました。皆さんとともに大師のクラブとして奉仕事業をする上において必要な財源ですので宜しくお願いいたします。

幹事報告 山村 友弘幹事

- ・チリ地震義援金 一人あたり500円(理事会承認)
— 先日振込済み
- ・かもめ吹奏楽団演奏会案内
(須山会員が個人的に入会しているボランティアの楽団)
- ・横浜西RC 2500回例会
作家 澤地久枝さんをお招き
- ・他クラブ例会変更案内

出席報告 小林 勇次出席委員長

	会員数	対象者	出席	欠席	出席率
1814回	75	66	48	18	72.72%
1812回	75	65	31	34	47.69%
前々回の修正	メイクアップ 18名		修正出席率		75.38%

メイクアップ
 宮山会員、野沢会員、安藤会員、小泉会員、中村会員、細谷会長、伊藤(善)会員、増田会員、竹田会員、横山会員、布野会員、岩崎会員、神田会員、武者会員、水口会員、須山会員、牛山会員、浜本会員

スマイルレポート（ニコニコボックス）

伊藤 善通副会長

白石 浩司会員

先日宮山会員、水口会員大変お世話になりました。

増田 昌美会員

本日は米山奨学生の喬君を連れて来ました。皆様よろしくお祈りします。

武者 恵吾会員

都合により早退します。

秦 琢二会員

本日は早退します。毎回欠席して申し訳ありません。

山村 友弘会員

細谷年度も残すところ1ヵ月となりました。来週6/2が最後の理事会です。出席義務者の役員、皆様よろしくお祈りします。

本日のニコニコのテーマ

小山様、本日の卓話宜しくお祈り致します。

鈴木 昇二会員、渡辺 富士夫会員、布野 真治会員、
 細谷 重徳会長、仲川 文則会員、船山 昭三会員、
 飯塚 元明会員、船木 幸雄会員、大藪 善一会員、
 小林 勇次会員、牛山 裕子会員、神田 正彦会員、
 石渡 勝朗会員、弦巻 敏夫会員、須釜 賢治会員、
 長島 亨会員、鈴木 節夫会員、数見 勝彦会員

合計 36,000円

委員会報告

須山 文夫会員

かもめ吹奏楽団 第16回定期演奏会

吹奏楽コンサート 障害者の方も子どもも気軽に来れます。磯子公会堂で行われますので足を運んで頂ければと思います。

ゴルフ同好会

布野 真治会員

ゴルフ参加者は5組揃いました。今日一人欠員が出ましたが即埋めさせて頂きました。ご都合の悪い方言って頂ければ補充できますので宜しくお祈り致します。

親睦委員会

神田 正彦委員長

一泊移動例会 本日締切 45名参加 大勢の参加有難うございます

卓話者紹介

長倉 連治プログラム委員長

小山 明子（こやま あきこ）様です。

おもに不動産の登記などでお付き合いさせて頂いています。仕事柄相続の争いは非常にありますし、いろいろ見せています。今日のテーマ相続が争族にならないよというのとは私の方からお願いしました。資産をお持ちの方がロータリーにいっぱいいらしゃるので参考にさせて頂ければと思います。宜しくお願いします。



卓話者

小山 明子様

川崎駅の近くで父である小山稀世司法書士と一緒に事務所をやっております。

相続を争族にしない為というテーマでお話を頂き、私が見ている中でもせっかく資産を作られてこれだけ資産があるのに何故こんなことになってしまうのだろうという泥沼になる方達を見ています。全く無いところは皆が辞退するので争うところがまた別のテーマになると思います。ものすごい資産家の人達はおおらかな人達なのか全く争わない人達もかなりいます。一般的に資産を持っているという方達の中では、欲が出てくることも多いので争いごとになることが非常に多く思います。

相続について基本的な事

人がお亡くなりになった時は、遺言があるかないかが大きな決め手になります。遺言があった場合は遺言に従って相続の手続きができます。遺言がない場合単純承認の相続があったことを認めますということになり遺産分割協議をしたり、まとまらない場合は法定相続ということになります。限定相続はめったにありませんが裁判所に申し立ててこの部分だけ相続するという申し立てができます。相続放棄というのは、裁判所に申し立てをし

すが時々間違えて遺産分割協議のことを相続放棄と言う方もいますが裁判所で行う相続放棄というのは取り消しできませんし、その人が放棄したことにより次順位の相続人に全ての責任、権利が移動するものなので気をつけなければいけないものです。相続する権利は第一順位配偶者（半分）と子供（半分）、第二順位配偶者（三分の二）と両親（三分の一）、第三順位配偶者（四分三）と兄弟・姉妹、亡くなっている場合は甥・姪（四分の一）まで代襲相続ができる。配偶者が亡くなっている場合はそれぞれ子供、両親、兄弟の順で相続します。配偶者は常に相続人なので別居していても戸籍があれば相続人になります。後は従業者、遺言で指名した人、特別縁故者（全くないときにただ同居していて籍も入っていない方、亡くなるまでずっとお世話をしていた人などが縁故を申し立てて裁判所に認められた場合）、まったく誰もいない場合は国庫に帰属という形になります。

相続でもめ事が起こる事例

1. 借金が多い時—相続放棄をする。借金が多いことと、相続があったということを知ってから三ヶ月以内に裁判所に出します。その人が放棄すると次順位の人に移っていくので皆さんに相続放棄して頂くこととなります。
2. 相続人が行方不明—年に2、3件ある。最近特に多い。勘当した子どもが行方不明になる。戸籍は置いていくので探しようがない。こういう場合相続財産、預金を解約する為にも不在者がいるため何も手続きができなくなる。不在者財産管理人の選任を裁判所に申し立てをします。
3. 相続人の中に認知症の方がいる—成年後見制度を使わないと遺産分割協議のハンコを押すことができません。
4. 子供がいなくて配偶者と兄弟の相続になったとき—あまり親しくなく夫婦の中で兄弟とは関係ないと過ごしていた方がかなり争いになる。
5. 相続人の前妻—結婚離婚を何回かしている方で子供が違う方親の子どもがいる場合
6. 夫婦と子供がいても子供が主張ばかりしていてまとまらない、まとまらないからハンコが押されない。

4・5・6の部分は遺言を作ることでかなりの部分で解決が進むことです。

遺言について

遺言の種類

- ・自筆証書遺言（自分で作ることができる遺言、要件が整っていること、紙に手書き・年月日・名前・ハンコ）

封筒に入れてしまっておく。誰かが見つけて破いた場合は、誰にも分からずあまりお勧めできない。

- ・公正証書遺言 一番のお勧め。公証人（公証役場）が認証するもの。その人が遺言してから60年くらい原本保存。コピーを無くしてもまたもらえる。裁判所の検認もいらないので不動産の登記なども遺言書を基に一人でできる。

遺言に不服の場合—遺留分について

直系、子供の中で不公平だと思われるような相続・遺言をした場合に遺留分請求は出来る。兄弟同士では権利がありません。口頭でも、書面でも請求してしまえば効力が発生するものなので誰でも出来てしまう。不動産し

かない場合遺留分請求がされるとややこしくなりますので争いが多いことです。

争い事を起こさない為に

ケース1

亡くなった人の預金を下ろそうとしたときに、遺言がないので相続人全員のハンコが必要となる。日頃からお付き合いがないのでハンコ代や法定相続分をよこせと言ってくる。

ケース2

両親が離婚、父が他界し自分だけ相続人だと思っていたら離婚した母親の方に姉がいた。

親族に連絡を取ってもらおうとお金に困っていた姉は財産はもらおうと言ってきた。解約する預金通帳や簡易保険の解約にも姉のハンコがいるのにももらえない。

亡くなった方（被相続人）が公正証書遺言を作成し誰誰に全て相続させるという形で作っておいて、遺言執行人として信頼できる人選任、保険の受取人を指定しておけばよい。

遺言を作った方がいいですよと言うと大体皆さん先延ばしにされる。子供たち仲がいいから、子供いないけど兄弟は大丈夫だからと言ってとりあえず保留される方が多いです。その場でやりましょうという方は殆んどいません。現実としては相続をきっかけに二度と顔も見たくない、縁を切ったなど相続争いは多くあります。中には過去に済んだ相続に対してぶり返してくる人達もいます。資産家の忙しい社長さんほど自分の財産がいくらあるか把握されていないことが多いと思います。税理士さん任せや奥さん任せで把握していない方は一度機会を作って検討して頂けたらと思います。

成年後見制度—認知症になるとハンコを押すことができませんので不動産の売買、遺産分割協議もできません。相続人の中で誰か一人意識があまりしっかりしていない

方がいた場合は必ず成年後見制度を利用しなければいけなくなります。四親等内の親族や関係者から裁判所に申し立てられ、比較的簡単な手続きになっています。通常は親族の中の身の回りの管理している方を選任したり、財産の管理を弁護士や司法書士が代理人になります。成年後見人は書面にサインをすることもできますし代わりに参加して遺産分割協議を成立させることもできます。選任の機関も最近では早くなり2カ月位で出来るようになってきました。費用は書類作成を司法書士などが手続きをすると50,000円位、医者や鑑定料50000円位かかることもあります。

ケース3

高齢の母の面倒を看ている長女の知らない間に、行方のわからなかったお金に困った息子が出入りして、気がついたら土地の一部が息子の名義になっていた。

本人の意思能力がはっきりしている場合は公正証書遺言を作るべきです。公証人は出張してくれるので動けない人も遺言を作ることができます。意思がはっきりしていない場合は、意思能力のレベルによって成年後見・補助・補佐という法定代理人のレベルがありますが選任おけば無駄な財産の処分危険は防ぐことができます。後見人などが選任しているときに本人のした法律行為が無効になりますので後見人が取り消すことができます。

今、申し上げたケースはかなり多いケースです。ごく普通の方たちが争いを起こして憎み合っている様子を見るのは残念だと思います。せっかく作られた財産が争いの切っ掛けになってしまうのはいけないと思うので、公正証書遺言を作るとか成年後見制度を使うとかして防ぐようにして下さいと思います。



質問

嫁さんがもらえるようにならないのか。子供は親を看たくない。見なくても遺留分で財産はもらえる。一生懸命面倒を看ているお嫁さんに対しては法律がない。

A：遺言はなるべくひっそりと作った方がいいと思います。子供に相談するのはあまり良くないと思います。第三者、法律相談、公証人に相談する。遺言は何度でも作り直しがきくので一度作ってみるといいと思います。お嫁さんに対しては贈与ということもあると思うので、亡くなった後に寄与分と言うことは難しくなるので、意識のあるうちにお嫁さんに感謝の気持ちを表明してあげるのが一番いいと思います。法律的にということではないですね。

遺言書を書いてくれって言って書いてもらうのは大変ですよ。自分が死ぬのを前提に書くから、なんかいやがる。納得してもらうことが大事だと思います。

卓話御礼

細谷 重徳会長

遺言書なかなか書けませんよね。誰にもわからないように書くのは難しいですよ。人間って皆、欲と骨肉の争いになるもどで難しいですね。何かあった時には小山先生に教わりましょう。何通りも例があるので難しい。皆さん気をつけましょう。

日時：平成22年6月9日（水）

本年度第44回 通算1816回

会員卓話 大谷 一彦 会員

弦巻 敏夫 会員



水口 衛／武者恵吾／増田昌美／岡 真治